二七二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　252　八

二七四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　252　八

二七六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　252　九

二七七―二八三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　253　一〇

二八四―二八六　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　253　二

二八七　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　一一　二

二八八　外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件　二二　二

二八九　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件　二二　三

二九〇　租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和四年の同項に規定する平均貸付割合を告示する件　二六　二

二九一　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件　二六　二

二九二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　二

二九三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件

○財務省、農林水産省

株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　三〇　269　五五

○財務省、国土交通省

特定船舶の導入の促進に関する基本方針及び事業基盤強化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示　一八　七

○文部科学省

強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一九　262　三九

一九二　大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　一　248　三九

一九三　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件　一七　二

一九四　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二二　四

○文化庁

著作権等管理事業者の登録の取り消しの件　三〇　269　五八　八　七

八四　著作権法第二条第一項第九号の七イに規定する文化庁長官が定める期間を定める件　二四　三

八六　著作権法第九十三条の三第一項、第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項に規定する円滑な許諾のために必要な情報であって文化庁長官が定めるもの及び文化庁長官が定める方法を定める件

○厚生労働省

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の一部を改正する件　二四　三

三八四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　四　二

三八五　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　八　七

三八六　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示　二四　264　一

三八七　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一八　261　九

三八八　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示　二四　264　四

三八九　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件　二四　264　一〇

三九〇　著作権法第二条第一項第九号の七イに規定する文化庁長官が定める期間を定める件　二四　264　一五

三九一　労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二五　五

三九二　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三〇　三

三九三　健康保険組合の名称を変更した件　三〇　四

三九四　健康保険組合の所在地を変更した件　三〇　四

三九五　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○農林水産省

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一　248　四六

一八五四　肥料の登録の有効期間を更新した件　二　四

一八五五　輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件　二　七

一八五六　肥料の登録が失効した件　二　七

一八五七　令和四年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　二　七

一八五八―一八六九　保安林の指定をする件　四　三

一八七〇―一八七七　保安林の指定を解除する件　四　四

一八七八―一八八〇　保安林の指定施業要件を変更する件　四　五

一八八一―一八八八　保安林の指定をする件　五　四

一八八九―一八九六　〃　九　四